

保有個人情報開示請求の流れ

① 開示請求

- ・ 保有個人情報開示請求書（様式第 1 号）に必要事項を記入し、必要書類と合わせて総務課へ提出してください。
- ・ 郵送による請求も可能です。なお、メール及びFAXによる請求はできません。
- ・ 請求する保有個人情報をできるだけ具体的に記載してください。
- ・ 保有個人情報は、閲覧又は写しの交付により開示を受けることができます。
- ・ 開示請求に係る手数料は無料です（写しの交付の場合は、コピー代及び郵送代等の実費負担が必要となります。）。



② 開示等の決定

- ・ 請求内容に基づき、「開示」「部分開示」「不開示」の決定を行います。
- ・ 原則として請求があった日から 15 日以内（補正等に要した日数は含まれません。）に決定し、その結果を書面で通知します。
（※事務処理上の困難その他の正当な理由がある場合は、決定期間を延長することがあります。）
- ・ 開示又は部分開示の決定をした場合は、開示の方法、日時及び費用についても併せてお知らせします。
- ・ 郵送による写しの交付を希望する場合は、決定通知書と併せて納付書を送付します。



③ 開示文書の交付

【市役所窓口で受け取る方法】

- ・ 決定通知書に記載された日時に来庁いただき、開示文書の交付を行います。
- ・ 費用については市役所で納付していただきます。

【郵送で受け取る方法】

- ・ 決定通知書に同封の納付書により、費用を納付いただきます。
- ・ 納付確認後、対象となる公文書の写しを郵送します。
※費用の納付確認には 1 週間程度要する場合があります。また、郵送に日数を要するため、お手元に届くまでさらに時間がかかることがあります。

※請求時に必要な書類

請求方法	必要書類
窓口	・ 本人確認書類
郵送	・ 本人確認書類のコピー ・ 30日以内に作成等された住民票（原本）又は開示請求書に記載された氏名及び住所又は居所が明示された配達済みの郵便物など本人であることを示す書類のコピー
代理人による請求	上記に加えて、 ①法定代理人の場合 ・ 戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類（開示請求の前30日以内に作成されたものに限る。） ②任意代理人の場合 ・ 委任状（開示請求の前30日以内に作成されたものに限る。） ・ 委任者の本人確認書類のコピー

※写しの交付に要する費用

区分	費用
白黒コピー	10円/枚
カラーコピー	30円/枚
その他	実費相当額
郵送代	実費相当額

訂正請求

保有個人情報の開示請求により開示された保有個人情報に事実の誤りがある場合には、開示を受けた日から90日以内に、その訂正、追加又は削除を請求することができます。

利用停止請求

開示請求により開示された保有個人情報が、不適法に取得、保有、利用又は提供されている場合には、開示を受けた日から90日以内に、その利用・提供の停止又は消去を請求することができます。

※訂正請求及び利用停止請求の請求書が必要な場合は、総務課文書法規係までお問い合わせください。

保有個人情報開示請求 Q&A

Q.どのような人がこの制度を利用できますか？

A. 本人のほか、未成年者・成年被後見人の法定代理人や、本人から委任を受けた任意代理人も請求できます。
なお、代理人が請求する場合は、代理人であることを確認できる書類の提出が必要になります。

Q.どのような情報が請求の対象となりますか？

A. 市の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、市の職員が組織的に利用するものとして、市が保有しているもののうち、請求者本人に関する情報が対象となります。ただし、職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、市の職員が組織的に用いるものとして、市が保有しているものに記録されている個人情報に限ります。

Q.公開できない情報とは、どのような情報ですか？

A. 市が管理している保有個人情報は原則公開となりますが、例外として保有個人情報の中に次の情報（不開示情報）があるときは、その保有個人情報を公開しないことがあります。

- ①開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
- ②開示請求者以外の個人に関する情報で、特定の個人が識別されるもの
- ③法人に関する情報で、公開するとその法人等に不利益を与えると認められるもの
- ④犯罪の予防、公共安全と秩序の維持等に支障が生じると認められる情報
- ⑤市の機関内部や国等との間における審議、検討又は協議に関する情報で、公開することにより、率直な意見の交換、意思決定の中立性が損なわれるおそれのあるもの
- ⑥市の事務事業の適正な遂行に支障が生じると認められる情報

なお、非公開情報と公開できる情報が一緒に記録されていて、その部分を容易に分けることができるときは、その部分を除いて公開します。

保有個人情報開示請求 Q&A

Q.保有個人情報を閲覧しつつ、カメラで撮影することやスキャナーで読みとることは可能ですか？

A.いずれも可能ですが、使用する機器と必要な電源は、閲覧される方が用意してください。

なお、文書を損傷するおそれがある場合や庁舎管理上の問題がある場合などには、機器の使用を制限させていただくことがあります。

Q.請求の理由を説明する必要はありますか？

A. 開示請求をする理由を記載する必要はありません。